

保護者各位

緊急事態宣言発令に伴う保育園の対応について

～ 登園自粛のお願い ～

令和2年4月9日
社会福祉法人 桂樹会
理事長 堀内 恵

令和2年4月7日に内閣総理大臣より「緊急事態宣言」が発令されました。
園の対応と致しまして以下の通り行うこととなりましたことをご連絡いたします。

また、保育園では感染防止に最大限努めておりますが、必要な物資が不足していること、
多数の方が出入りする等、園の利用には高い感染症リスクを伴うことをご理解ください。

『お子さまの命、保護者の皆様・保育者を守る』ため以下のお願いがあります。
皆様のご理解・ご協力の程よろしくお願い致します。

自粛をお願いする方

- ①産休・育児休暇中の方
- ②休職中・求職中の方
- ③保護者の代わりに在宅保育ができる方がいる方
- ④緊急事態宣言によって勤め先がお休みになった方
- ⑤土曜日出勤のため、他の日に休みがある方はその日は自粛して下さい
- ⑥その他、在宅勤務で保育が可能な方

- ・医療従事者や緊急事態下においても社会の機能を維持するため、就業が必要なご家庭やひとり親家庭で仕事が休みでない方等ご家庭での保育が困難な方についてはその限りではありません。なお、その場合においても、行政からの要請や指示により保育時間の短縮や、臨時休園する可能性があります。ご了承ください。
- ・風邪症状のある方、感染が疑われる方は登園できません。受け入れ時のお子さまの検温にご協力ください。また、保護者の方におかれましてもご自宅にて検温を行ない、マスクを着用し、入り口での手指消毒を行って下さい。
- ・園児や保育者等が新型コロナウイルスに感染した場合や地域で感染拡大がみられる場合は、一定期間臨時休園させて頂く場合があります。この場合、HP等での情報発信となる可能性がある為、HPの確認をお願い致します。

皆様のご協力が、感染予防につながります。ご理解・ご協力の程よろしくお願い致します。